

## 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（仮称）」の 策定について

農林水産業・食品産業の作業安全対策の推進のために、現場の事業者や事業者団体に取り組むべき事項や共有すべき認識について、①基本的な事項（共通規範）、②各業種ごとの具体的な事項（個別規範）を、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（仮称）」として策定してはどうか。

### 1 「規範」の策定スケジュール等

令和2年

6月2日 第2回有識者会議

- ・ 共通規範の内容について議論
- ・ 個別規範のイメージを提示

6～7月 第3回有識者会議

- ・ 有識者会議として共通規範を決定（その後農林水産省においてパブリックコメント等を経て公表）

以降 業種ごとに個別規範の内容を決定

### 2 「規範」の活用方針

#### (1) 現場での意識向上への活用

「規範」を、現場に掲げていただける形とするほか、個別規範をチェックシートの形で整理し、各事業場における安全対策のための日々の活動や、従事者の認識の再点検等に活用していただく。

#### (2) 補助事業等における「クロスコンプライアンス」への活用

既に実施されている、補助事業等における安全対策の要件付けに加え、「規範」の考え方にに基づき、幅広い事業において安全対策の実施を要件化（クロスコンプライアンス）。

その際に、規範中のどの項目の実施を、どのように要件化するのか（義務化/努力義務化/採択時の優遇）等は、各事業の目的等を踏まえ、個別に判断。

#### (3) 現場の取組実態の把握への活用

補助事業等の対象者等から徴収したチェックシートを活用・分析し、その他の事故情報の収集・分析と合わせ、取組実態等を把握。施策の検証や施策の企画立案（安全対策に取り組む事業者の可視化など）に活かす。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）  
（案）

個別経営体向け

- (1) 作業安全は全てに優先する。
- (2) 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。
- (3) 作業安全確保のために必要な対策を講じる。
  - ① 人的対応力の向上
  - ② 作業安全のためのルールや手順の順守
  - ③ 機材の安全性の確保
  - ④ 作業環境の改善
  - ⑤ 事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用
- (4) 事故発生時に備える。
  - ① 労災保険への加入等、補償措置の確保
  - ② 事故後の速やかな対応策、再発防止策の策定
  - ③ 事業継続計画の策定

事業者団体向け

- (1) 作業安全は全てに優先する。
- (2) 作業安全の確保は産業が成長するための要である。
- (3) 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。
- (4) 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。